

阪南市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱（平成29年12月16日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第2条 本基準により阪南市が広告掲載に関する審査を行う場合には、本基準の文言に基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条の考え方及び例示等は下記の表に定める。

基準	考え方及び例示等
(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は助長するもの・ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの・ 性的な表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの・ その他風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
(2) 政治又は宗教に関するもの	<ul style="list-style-type: none">・ 政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの・ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの

<p>(3) 個人又は団体等の意見広告に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの等 ・ 個人の宣伝 ・ 名刺広告
<p>(4) 青少年の健全育成に反するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
<p>(5) 市としての公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽の内容を表示するもの ・ 国内世論が大きく分かれているもの ・ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
<p>(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任の所在又は内容が不明確なもの ・ 誇大な表現又は根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの（掲載する場合は、比較方法が公正で、内容が客観的に実証されている資料を必要とする。）
<p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャバレー、クラブ等の接待飲食等営業及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場営業にあたるもの ・ 性風俗関連特殊営業にあたるもの

<p>(8) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等により、製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの ・ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供するもの
<p>(9) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺的なもの、いわゆる悪質商法とみなされるもの又はその類似商法とみなされるもの ・ 通貨、紙幣又は郵便切手の複写等で実際のものとは紛らわしいもの ・ 個人情報の利用、管理等に十分な配慮がなされていないもの ・ その他社会的に不適切なもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

基 準	規制業種又は事業者例等
<p>(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブルに関するもの ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

<p>(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務、営業行為等について規定している法令等に違反するもの (例) 必要な許認可を受けていない事業者が行うもの
<p>(3) 阪南市暴力団廃止条例（平成24年条例第16号）第2条1号から3号に該当する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団 ・ 法第2条第6号に規定する暴力団員 ・ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして阪南市暴力団排除条例施工規則（平成24年規則第38号）第3条で定める者。
<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャバレー、クラブなどの接待飲食等営業及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場営業にあたるもの ・ 性風俗関連特殊営業にあたるもの ・ その他風俗営業類似の業種
<p>(5) 本市に納付すべき税金を滞納している者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税、固定資産税、軽自動車税（市民税は法人市民税を含む。）を滞納している者 ※ 申込をする広告主等は納税証明書（直近1年分）の写しを提出する。 本市に納付すべき税金がない場合は、納税証明書の提出は不要

<p>(6) その他市長が 適当でないと認 めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこの製造、販売に関するもの ・ 貸金業法第2条に規定する貸金業 ・ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をしているもの ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの ・ 社会問題を起こしている業種や事業者 ・ その他社会的に不適切な業種や事業者
--	---

（広告掲載の留意）

第5条 次に掲げるものに係る広告の掲載に当たっては、それぞれ次の
点に留意すること。

<p>広告の内容</p>	<p>留意点</p>
<p>(1) 人材募集広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法等関係法令を遵守していること。 ・ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘及びあっせんの疑いのあるものは認めない。 ・ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ並びに資金集めを目的としているものは掲載しない。
<p>(2) 語学教室等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習得の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 <p>（例）一か月で確実にマスターできる等</p>
<p>(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格率等実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。

	<ul style="list-style-type: none"> 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。
(4) 外国大学の日本校	<ul style="list-style-type: none"> 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。
(5) 資格講座	<ul style="list-style-type: none"> 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等の資格取得に必要な事項を表示すること。 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ並びに資金集めを目的としているものは掲載しない。 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。
(6) 病院・診療所・助産所	<ul style="list-style-type: none"> 関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。ただし、バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制上の広告には当たらないため、その限りでない。
(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<ul style="list-style-type: none"> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告

	<p>できる事項以外は、一切広告できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 ・ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
<p>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等（サービス全般）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の保険給付対象となるサービス及び当該サービス以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 ・ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ・ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
<p>(9) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等（有料老人ホーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (8)の規定を準用する。 ・ 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示すること。 ・ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ・ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
<p>(10) 介護保険法に規定するサービス・その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (8)の規定を準用する。 ・ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

<p>高齢者福祉サービス等（有料老人ホーム等の紹介業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、利用に当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
<p>(11) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等（介護老人保健施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (8)の規定を準用する。 ・ 介護保険法第98条の規定による事項以外は広告できない。
<p>(12) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の広告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定を遵守すること。 ・ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
<p>(13) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能及び効果について表示できない。 ・ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
<p>(14) 不動産事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の表示に関する公正競争規約による表示規則に従う。 <p>ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在</p>

	<p>地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること</p> <p>イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記</p>
(15) 弁護士、税理士等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、各規制を遵守すること。
(16) 旅行業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。 ・ 不当表示に注意する。 ・ その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8の規定並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
(17) 通信販売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに同法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から11条の規定に反しないこと。
(18) 雑誌・週刊誌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な品位を保った広告であること。 ・ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感

	<p>を与えないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。 ・ 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真等)がないものであること。 ・ 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害し、又は侵害するおそれのある表現がないものであること。 ・ タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 ・ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 ・ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 ・ 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
(19) 映画、興行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する。
(20) 組合、団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働組合のように、一定の社会的立場と主張をもつ組織の掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
(21) 結婚相手紹介サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体に加盟していること。 ・ 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一

等	<p>一般的な事業案内等を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）
(22) 募金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記すること。 ・ 主旨を明確に表示すること。 <p>（例）「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
(23) 質屋、チケット等再販売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の相場、金額等は表示しない。 ・ 有利さを誤認させるような表示はしない。
(24) トランクルーム及び貸し収納業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「トランクルーム」は国土交通省認定マーク及び認定番号を表示すること。 ・ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
(25) ダイヤルサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断する。
(26) ウィークリーマンション等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
(27) 金融商品（投資信託）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の利益が確実、保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明確に表示すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 元本保証がない旨等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること。
(28) 金融商品（商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等）	<ul style="list-style-type: none"> 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称、登録番号、業界団体会員であることは必ず明確に表示すること。 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 利益保証がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを元本保証がない旨等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること
(29) 金融商品（その他金融商品）	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の性質により(27)又は(28)の規定を準用する。
(30) 墓地等	<ul style="list-style-type: none"> 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する許可を受けており、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
(30) 個人輸入代行業等の個人営業広告	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
(31) 肖像権・著作権	<ul style="list-style-type: none"> 無断使用がないか確認をする。
(32) 無料で参加・体験できるもの	<ul style="list-style-type: none"> 費用がかかる場合には、その旨明示すること。
(33) 比較広告（根	<ul style="list-style-type: none"> 主張する内容が客観的に実証されている

拠となる資料 が必要)	こと。
(34) 割引価格の 表示	・ 割引価格を表示する場合、対象となる元の 価格の根拠を明示すること。
(35) アルコール 飲料	・ 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示 すること。 (例)「お酒は 20 歳を過ぎてから」等 ・ 飲酒を誘発するような表現の禁止 (例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしてい る姿等
(36) 興信所、探偵 事務所等	・ 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号) 第 4 条に規定する営 業の届出がなされているか確認すること。
(37) 責任の所在 が不明確な広 告	・ 原則として、広告主の法人格を明示し、法 人名を明記する。 ・ 広告主の所在地、連絡先の両方を明示すし、 連絡先については固定電話とし、携帯電話、 PHS のみは認めない。 ・ 法人格を有しない団体の場合には、責任の所 在を明らかにするために、代表者名を明記 する。

(個別の基準)

第 6 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広
告内容又はデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準
を作成することができる。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。(平成 29 年 12 月 26 日決裁)

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。